

○七戸町水道事業給水条例施行規則

平成17年3月31日

規則第129号

改正 平成19年12月21日規則第22号

平成24年11月7日規則第16号

平成25年12月6日規則第30号

令和元年9月15日規則第13号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置（第3条～第7条）
- 第3章 給水（第8条～第16条）
- 第4章 料金及び手数料（第17条～第22条）
- 第5章 貯水槽水道（第23条）
- 第6章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、七戸町水道事業給水条例（平成17年七戸町条例第169号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 給水装置

（給水装置の工事の申込み等）

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、給水装置工事申請（承認）書（様式第1号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により、前項の承認を受け完成した者は、給水装置工事検査申請書（様式第2号）に完成図等を添付し、竣工検査を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が申請書の内容に変更があったとき、又は当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（利害関係人の承諾書等）

第4条 条例第5条第2項の規定により、町長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

（1） 他人の給水装置から分岐引用又は給水装置の改造等をしようとするときは、当該給水装置の所有者の同意書

（2） 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は家屋所有者の承諾書

（3） 前2号の規定による書類を提出できないときは、給水装置工事申込者の誓

約書

(設計審査)

第5条 条例第8条第2項の設計審査の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 給水タンクを設けるものにあつては、受水タンクまで

2 管理者は、受水タンクを設ける場合の設計審査において必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置の設計図を給水装置の新設等をする者から徴することができる。

(開発等の事前協議)

第6条 条例第6条の開発等（の事前協議は、開発等給水協議書（様式第3号）の提出をもって行うものとする。

2 町長は、前項の協議書の提出があつた場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面（様式第4号）により回答するものとする。

(工事の費用負担)

第6条の2 前条により必要が生じた水道施設の工事、特に配水施設の新設、移設又は撤去の工事について、その費用を申請者の負担とする。

(給水装置の構造及び材質)

第7条 条例第9条第1項に規定する配水管への取付口から水道メータ（以下「メータ」という。）までの間の給水装置には、分水栓及び止水栓を取り付けなければならない。

2 前項の給水装置（分水栓及び止水栓を含む。）の構造及び材質には、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の基準に適合し、かつ、町長が別に定めるものに適合したものでなければならない。

第3章 給水

(給水の申込み)

第8条 条例第12条の規定による給水の申込みをしようとする者は、給水装置使用開始（中止・廃止）申込書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(計量の例外)

第9条 条例第15条第1項ただし書の規定による計量しないで給水し得るものは、次のとおりとする。

- (1) 私設消火栓
- (2) その他町長が計量の必要がないと認めたもの

(メータの設置区分)

第10条 条例第15条第1項のメータは、給水装置ごとに設置する。ただし、特に町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(メータの貸与)

第11条 条例第16条第1項の規定により、メータの貸与を受けた者は、水道メータ保管証を町長に提出して保管するものとする。

2 メータの設置場所は、常に清潔にして検針その他の作業に障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(メータの損害弁償)

第12条 水道使用者等は、自己の保管に係るメータを亡失し、又は損傷したときは、水道メータ亡失(損傷)届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第16条第3項の規定によりメータの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(代理人及び管理人の届出)

第13条 条例第13条の規定による給水装置の代理人又は条例第14条の規定による管理人の届出は、給水装置の代理人(管理人)選定届(様式第7号)により行うものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第14条 条例第17条各号による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、給水装置使用開始(中止・廃止)申込書の提出をもって行う。

(2) 水道の口径又は用途を変更しようとするときは、水道の口径(用途)変更申請書(様式第8号)の提出をもって行う。

(3) 消防演習等に消火栓を使用するときは、消防演習等使用申請書(様式第9号)の提出をもって行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第10号)の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水道水使用届(様式第11号)の提出をもって行う。

(私設消火栓の使用及び封印)

第15条 私設消火栓の所有者は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づいて設置された消防機関が消防用に当該私設消火栓を使用するときは、その使用を拒むことができない。

2 私設消火栓を条例第18条第2項による消防演習等に使用するときは、私設消火栓使用承認申請書(届)(様式第12号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第20条第1項の規定による給水装置及び水質の検査は、給水装置(水質)検査願(様式第13号)の提出をもって行う。

2 前項の検査において、特別の費用の徴収は、次に掲げるものとする。

(1) 給水装置の構造又は材質若しくは機能について、通常検査以外の検査に要する費用

(2) 供給する水の色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否について、通常検査以外の検査に要する費用

(3) その他通常検査以外の検査において特別に要する費用

第4章 料金及び手数料

(用途の適用基準)

第17条 条例別表に規定する用途の適用基準は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、2種以上の用途に使用する場合は

区分は、その主要なものによる。

ア 家事用 一般家庭、各戸にメータを設備するアパート及びこれに類するもので使用するもの

イ 営業用 料理飲食店業、旅館下宿業、娯楽遊技業、映画演劇業、飲食料品製造業、生鮮食料品、販売業、洗濯洗張業、理髪美容業、写真業、生花販売業、自動車関係業及びこれらに類するもので、直接間接的に営業の用に使用するもの

ウ 団体用 官公庁、学校、病院、銀行、会社、教会、社寺、合宿所、寄宿舎、事務所及びこれらに類するもので使用するもの

エ 浴場、公設プール用 公衆浴場又は公設プールの用に使用するもの

オ 工業用 営業用以外のもので大口消費業（1年を通じて平均1箇月500立方メートル以上）に使用するもの

カ 集会所用 町内会が管理運営する施設で使用するもの

キ 臨時用 臨時に使用する興業、売店、工事現場用その他これに類するもので使用するもの

2 前項の区分の適用について疑いのあるもの又はこれにより難いときは、町長の認定による。

（料金の月計算）

第18条 水道料金（以下「料金」という。）は、定例日の翌月から次の定例日までを1箇月分として算定する。

2 条例第23条の規定により、定例日を変更したため、1箇月分の使用日数が15日以下になったときの料金の算定については、条例第27条第1項の算定による。

（指示水量端数の計算）

第19条 メータ検針時において、指示水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に算入する。ただし、給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は条例第34条及び第35条の規定により給水を停止したときの端数は、これを切り捨てる。

（メータ検針時の通知）

第20条 メータを検針したときは、その都度使用水量を水道の利用者又は管理人に通知する。

2 使用水量を条例第25条の規定により使用水量を見積りし、又は条例第26条の規定により使用水量を認定したときは、その旨を水道の利用者又は管理人に告知する。

（料金の精算）

第21条 料金は、その納付後に過不足を生じたときは、その差額を還付し、又は追徴する。ただし、差額を還付する場合で納入者から申出があったときは、当該差額を次回徴収の料金に充当精算することができる。

2 前項ただし書の規定は、条例第29条第3項及び第6項の精算について準用する。

（料金の減免又は徴収猶予）

第22条 条例第31条の規定により、料金の軽減又は免除若しくはその徴収の猶予

を申請しようとする者は、水道事業納付金減免申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

- 2 料金の軽減若しくは免除の額又は猶予の期間は、その都度町長が定める。

第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第23条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の設置者のうち、有効容量が5立方メートルを超え10立方メートル以下の貯水槽水道の設置者は、青森県知事の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 貯水槽水道の設置者のうち、有効容量が5立方メートル以下の貯水槽水道の設置者は、次に定める管理基準に従って管理するように努めなければならない。

- （1） 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- （2） 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- （3） 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- （4） 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- 3 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるように努めなければならない。

第6章 雑則

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の七戸町水道事業給水条例施行規則（平成10年七戸町企業管理規則第1号）又は天間林村水道事業給水条例施行規則（平成10年天間林村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月21日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の七戸町水道事業給水条例施行規則の規定は、平成20年3月1日（平成20年4月分）以後の七戸町水道使用料等について適用し、平成20年2月29日（平成20年3月分）までの七戸町水道使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月7日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月6日規則第30号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月15日規則第13号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

				受付月日・番号	メータ払出月日
				水 栓 番 号	—
決 裁	町長	課長	補佐	課	員
給水装置工事申請(承認)書					
年 月 日					
七戸町長 様					
七戸町水道事業給水条例第5条の規定による給水装置工事の申込みをします。					
住 所					
申 込 者 〃					
(所有者) 氏 名 〃					
電 話 番 号					
七戸町水道事業給水条例第8条第2項の規定により給水装置工事の設計審査を申請しま					
す。					
住 所					
施 行 者 代表者氏名 〃					
電 話 番 号					
給水装置の 工事場所				工事の 種 別	新設・改造・修繕 撤去・臨時
ふりがな				電話番号	
使用者名				職 業	
主任技術者	〃			配管技工	〃
完 成 予 定	年 月 日	設 計 工 事 費	円	量水器	口 径 m/m
道 路 占 用 等	許 可 申 請 先	申請年月日	年 月 日	許可済・申請中	許 可 番 号 第 号
用 途 区 分	家事用・営業用・団体用・浴場又はプール用・臨時用・集会所用・()				
給水管分岐 使用同意書	住 所 氏 名	〃			撤去時の量水器 メーカー 指針
土地家屋 使用承諾書	住 所 氏 名	〃			製 m ³
水道メータ保管証		設計・施工の同意書			本工事を承認する。 年 月 日 七戸町長承認印
下記のメータを保管いたします。 年 月 日 氏名 〃		上記給水装置工事の設計内容及び施工について同意します。 年 月 日			
メーカー	口 径	メータ 個 数			
製	m/m	個	(指定給水装置工事事業者) 受任者 〃 委任者 〃		

位 置 図(略 図)

承 認 図(分水栓(本管)～量水器)

給水装置工事申請(完成)図

申込者氏名	工事場所	工事店名
(平面図)		

様式第2号(第3条関係)

水栓番号	—	町長	課長	補佐	課員
受付番号					

給水装置工事検査申請書(新設・改造・修繕・撤去・臨時)										
七戸町長様										
七戸町水道事業給水条例第8条第2項の規定により給水装置工事が完了したので申請します。										
施行者 住所 _____ 代表者名 _____ 電話番号 _____										
申込者	住所			工事完成年月日		年 月 日				
	ふりがな			竣工検査年月日		年 月 日				
氏名										
工事場所										
ふりがな										
使用者名										
用途区分		家事・営業・団体・集会所・臨時・工業・農業・浴場又はプール・その他()								
主任技術者		配管技工								
受水槽		有・無		私設		有・無		工事金額		検査認定意見
口径		m		口径		m/m		(消費税抜き)		
元管・管種		口径		砂		m		設計審査		1完成したことを認める。 2本工事に適合しない。
分岐口径		m/m		砕石		m		竣工検査		
量水器		m/m		アスファルト		m		合計額		
メータ番号				コンクリート		m		検査者		立会者
取付指針		m		復旧面積		m				

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

七戸町長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

開 発 等 給 水 協 議 書

七戸町水道事業給水条例第6条に基づく給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 給水場所 七戸町字
- 2 事業の名称
- 3 事業の目的 1) 宅地造成による土地分譲
(○で囲む) 2) 宅地造成及び分譲住宅建築
3) その他 ()
- 4 事業の概要 面積 m^2
- 5 工事期間 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 給水希望年月日 年 月 日
- 7 水道施設等工事業者名
- 8 添付書類
 - 1) 位置図 S=1/10,000
 - 2) 計画平面図 S=1/1,000~1/2,500
 - 3) 配水管布設計画平面図 同 上
 - 4) その他必要書類

様式第4号（第6条関係）

七上下水第 号

令和 年 月 日

申請者 様

七戸町水道事業

七戸町長 小 又 勉

開発等給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 適 別紙給水協定書の締結を条件として同意します。

2 否
(理 由)

別紙

給 水 協 定 書

七戸町水道事業（以下「管理者」という。）と（以下
「申請者」という。）は、申請者が施行する に
関する給水について、次のとおり協定を締結する。

（給水計画）

第1条 管理者は、申請者が施行する次の事業に係る給水について同意する。

- （1） 事業の名称
- （2） 所在地 七戸町字
- （3） 事業の目的
- （4） 開発等区域面積

（給水施設及び水道施設）

第2条 申請者は、当該計画地の給水施設及び水道施設（以下「水道施設等」という。）

工事を実施するにあたっては、七戸町水道事業給水条例及び七戸町指定給水装置工
事事業者規程並びに水道に関する法令を遵守するものとする。

（費用負担）

第3条 当該水道施設等工事に要する費用は、申請者が負担するものとする。

（給水方法）

第4条 申請者は、管理者の所有する水道施設（ 既設配水管φ m/m）よ
りφ m/m給水管を分岐し、計画区域内に給水を受けるものとする。

(実施計画)

第5条 申請者は、前条の水道施設等の実施計画にあたっては、あらかじめ管理者と十分協議し、その指示に従い承認を受けなければならない。

(工事の着手)

第6条 当該事業の水道施設等工事は、設計図書及び工事着手届、工程表、使用材料承認願を提出しなければ着手してはならない。

(工事の監督及び検査)

第7条 管理者は、当該事業の水道施設等工事について、監督員を定めなければならない。申請者は、管理者が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 申請者は、工事が竣工した場合には、速やかに管理者に完成届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。管理者は、水道施設等工事の完成届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(水道施設等の移管)

第8条 申請者は、当該事業の水道施設等のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した水道施設等φ m/m管及び管路敷地を管理者に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条 管理者は、当該事業の給水について、条例第8条第2項の工事完成検査を受けた日から給水を開始できる。

(かし担保)

第10条 申請者は、管理者に水道施設等移管した日から、次の各号に掲げる区分

に応じ当該各号に定める期間、工事目的物のかし担保する責めを負う。

- (1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物
その他土地の工作物又は地盤のかしは2年とする。
- (2) 前号に掲げるかし以外のかしは1年とする。

(協定書の効力)

第11条 この協定は、締結の日から2箇年以内に水道施設等工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補足)

第12条 この協定の疑義及びこの協定に定めのない事項については、管理者、申請者協議の上、別途定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、管理者及び申請者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

管理者：七戸町水道事業

七戸町長

申請者：

様式第5号(第8条・第14条関係)

給水装置使用開始(中止・廃止)申込書

年 月 日

七戸町長 様

水道の使用を開始(中止・廃止)したいので七戸町水道事業給水条例第12条(同条第17条第1項第1号)の規定により申請します。

※太枠の中だけ記入してください。

水 栓 番 号	—	量 水 器		
水 栓 所 在 地		メーカー	口 径	検満月日
方 書			m/m	年 月

開始 使用 月日 中止・廃止	午前 年 月 日 午後			
場 所	住 所			
	ふりがな			
使 用 者	方 書	(店名、アパート名等)		
	ふりがな			
	氏 名	㊟		
	住 所	(使用場所と違う場合、請求書の送り先が違う場合に記入してください。)		
使用人数	人	電 話 番 号		納 入 法
		自 宅 勤 務 先		口座・通知 集金・その他

開 栓 時 指 針	m ³	閉 栓 時 指 針	m ³
開 栓 月 日	月 日	閉 栓 月 日	月 日
備 考			担 当 者

様式第6号(第12条関係)

水道メータ亡失(損傷)届	
年 月 日	
七戸町長 様	
保管中の下記水道メータを亡失(損傷)しましたので、七戸町水道事業給水条例第16条第3項の規定により届出します。なお、損料等については指定に従って納付します。	
申込者 住所 (保管者) 氏 名 ㊟	
水 栓 番 号	—
給 水 装 置 の 場 所	七戸町字
亡失(損傷)した年月日	年 月 日
亡失(損傷)した水道メータ	製 m/m
亡失(損傷)した事由	
摘 要	

様式第7号(第13条関係)

給水装置の代理人(管理人)選定届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 七戸町長 様 給水装置の代理人(管理人)を選定したから七戸町水道事業給水条例第13条(第14条)の規定により届出します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 申込者 氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩</div>			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">水 栓 番 号</td> <td style="padding: 5px;">—</td> </tr> </table>	水 栓 番 号	—
水 栓 番 号	—		
給水装置の所在地	七戸町字		
種 別 及 び 用 途			
代理人(管理人)の住所氏名	住所		
	氏名		
(注) 給水管を共有する場合の共有者の住所氏名他			

様式第8号(第14条関係)

水道の口径(用途)変更申請書	
年 月 日	
七戸町長 様	
水道の口径(用途)を変更したいので、七戸町水道事業給水条例第17条第1項第2号の規定により申請します。	
住所 申込者 氏名 ㊟	
水栓番号 ー	
給水装置の所在地	七戸町字
現在の口径(用途)	
変更すべき口径(用途)	
変更の理由	

様式第9号(第14条関係)

<p>消防演習等使用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>七戸町長 様</p> <p>消火栓を次のとおり消防演習等に使用したいので、七戸町水道事業給水条例第17条第1項第3号の規定により届出します。</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 氏名 ㊟</p>	
消火栓の設置場所	七戸町字
演習使用日時	年 月 日 時 分から 時 分 まで
使用予定水量	m ³
摘要	使用水量 m ³

様式第10号(第14条関係)

給水装置所有者変更届	
年 月 日	
七戸町長 様	
給水装置の所有者の氏名(住所)が変更になりましたので、七戸町水道事業給水条例第17条第2項第1号の規定により届出します。	
住所 申 込 者 (新所有者) 氏 名 ㊟	
水 栓 番 号 ー	
給水装置の所在地	
旧 所 有 者	住 所
	氏 名
異 動 年 月 日	
異 動 の 事 由	

様式第11号(第14条関係)

<p style="margin: 0;">消 防 用 水 道 水 使 用 届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">七戸町長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">消防用として下記のとおり水道水を使用したの、七戸町水道事業給水条例第17条 第2項第3号の規定により届出します。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住 所 申込者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>					
火災発生	日	時			
	場	所	七戸町字		
使 用 し た 消 火 栓					
場 所	栓 数	時	間	水 量	摘 要
		前・後	時 分 から 分間	m ³	
		前・後	時 分 まで		
		前・後	時 分 から 分間		
		前・後	時 分 まで		
		前・後	時 分 から 分間		
		前・後	時 分 まで		
計		時間	分	m ³	

様式第12号(第15条関係)

私設消火栓使用承認申請書(届)	
年 月 日	
七戸町長 様	
七戸町水道事業給水条例第18条第1項の規定により、私設消火栓を次のとおり使用したいので、承認くださるよう申請いたします。	
住 所 申込者 氏 名	
㊟	
消火栓の場所	
使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 後 時 分から
	年 月 日 午前 後 時 分まで
立 会 人	年 月 日 午前 後 時 分
	年 月 日 午前 後 時 分
	上記のとおり立会いました。
立会者	
㊟	
摘 用	

様式第13号(第16条関係)

<p>給水装置(水質)検査願</p> <p>年 月 日</p> <p>七戸町長 様</p> <p>給水装置(水質)に異常があると思われるので、検査願いたく七戸町水道事業給水条例第20条第1項の規定により申請します。なお、検査に当たり同条第2項の規定により特別の費用を要したときは、その実費額を納入します。</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 氏名 ㊟</p>	
給水装置 の場所	
検査の 事由	
摘要	

様式第14号(第22条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

七戸町長 様

住 所
申込者
氏 名 ㊟

七戸町水道事業給水条例第31条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)して
いただきたく下記のとおり申請します。

記

- 1 水栓番号 ー 用途区分
- 2 年 月 日 水量 m³ 水道料金 円
- 3 申請理由

- 4 減免決定については、意義の申出及び滞納はいたしません。

-
- 処理 1 七戸町水道事業給水条例第31条第1項の規定により減免する。
減免後の水量 m³ 水道料金 円
- 2 認めない。

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第8条・第14条関係)
様式第6号 (第12条関係)
様式第7号 (第13条関係)
様式第8号 (第14条関係)
様式第9号 (第14条関係)
様式第10号 (第14条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第15条関係)
様式第13号 (第16条関係)
様式第14号 (第22条関係)